

県南地域で製麺業を営む申立会社について、原発事故により原材料の小麦を福島県産から他の産地のものに変更を余儀なくされたことに伴い、福島県産の表記のある商品袋を廃棄したことによる廃棄した袋代、袋処理費用、新たに商品袋を作成するための改版代等が賠償された事例。

全 部 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び損害期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 損害項目

- 1 商品の袋処理費用
- 2 放射線含有量の検査費用
- 3 放射線含有量の検査サンプルとして使用した商品代金
- 4 破棄した袋代
- 5 改版代
- 6 コピー代
- 7 放射線検査器具購入費用

(2) 損害期間

自 平成23年3月11日
至 平成25年5月末日

第2 被申立人は、申立人に対して、前項の損害に係る和解金として

- 1 商品の袋処理費用
金6万2160円
- 2 放射線含有量の検査費用
金6万0000円
- 3 放射線含有量の検査サンプルとして使用した商品代金
金11万3279円
- 4 破棄した袋代
金198万4300円
- 5 改版代
金31万0000円
- 6 コピー代
金2万1000円
- 7 放射線検査器具購入費用
金8万0730円

の合計金263万1469円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法
(省略)

第4 申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第5 本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年6月12日

(仲介委員 岡本弘哉)